

指定居宅介護支援事業所の管理者要件について

- ・指定居宅介護支援事業所の管理者は、令和3年3月31日時点の管理者から変更のない場合を除いて、主任介護支援専門員でなければならない。
- ・不測の事態（本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等で、市が個別に判断する）により、主任介護支援専門員を管理者にできない場合であって、市が認めた場合（その理由と、確保のための計画書の届出が必要）は、要件の適用を1年間猶予し、管理者を介護支援専門員とすることができる。

留意事項

- ・猶予期間終了までに主任介護支援専門員を管理者として配置できなかった場合は、休止等の対応が必要となりますので、不測の事態に備えて予め対策を講じていただきますようお願いいたします。
- ・特に主任介護支援専門員研修等は、年1回のみ開催のため、不測の事態が発生してからの申し込みでは、猶予期間内に研修を修了できない可能性がありますのでご注意ください。

参考（令和3年度研修申込期間）

主任介護支援専門員研修	令和3年4月27日（火）～6月4日（金）
主任介護支援専門員更新研修	令和3年7月12日（月）～8月31日（火）